

非常時における生活用水の確保などのため

雨水タンクの設置費用を補助

町では、非常時における生活用水の確保、水資源の有効活用のため雨水タンクの購入および設置に係る費用を補助しています。

【補助額】

雨水タンクの購入および設置費の 1 / 2 を補助
(1,000 円未満は切り捨て)

※上限 30,000 円。

※ 1 世帯につき 1 回のみ。

【対象者】

- ・居住する住宅が紀宝町内にあり、その住宅に雨水タンクを設置した方
- ・町税の滞納のない方

【対象となるタンク】

- ・ 100 リットル以上の容量で、自宅の雨どいに接続され、地上据え置き型のもの
- ・商品として一般的に流通しているもの

【申請方法】

住宅の位置図、領収書および内訳明細書の写し、雨水タンクの配置図および設置後の写真を持参のうえ、役場環境衛生課窓口へ申請してください。

【募集件数】 10 件程度（先着順）

▶詳しくは、役場環境衛生課（☎ 3 3 - 0 3 3 8）までお問い合わせください。



取り引きや証明に使用している

「はかり」は必ず定期検査を受けましょう！

商店・病院・工場などで取り引きや証明用に使用するはかりは、計量法により 2 年に 1 回の定期検査を受けることが義務付けられています。ご都合のよい日程で必ず受検してください。

◆日程

月 / 日	検査場所	検査時間
5/13 (月)	大里多目的集会施設	13 : 30 ~ 14 : 30
	井田公民館	15 : 30 ~ 16 : 30
5/14 (火)	紀宝町役場	9 : 00 ~ 11 : 30

◆手数料

検査手数料は、はかりの種類や能力によって異なります。検査当日、現金でお支払いください。

◆検査対象の計量器

①商店・露店などの商品売買用、②病院・薬局などの調剤用、③病院・学校・福祉施設などの体重測定用、④生産者の生産物販売・出荷用、⑤工場・事業所などの材料購入・製品販売用、⑥農協・漁協などの物資集荷・出荷用、⑦運送・宅配業などの貨物運賃算出用

▶詳しくは、三重県計量検定所（☎ 0 5 9 - 2 2 3 - 5 0 7 1）または役場産業振興課（☎ 3 3 - 0 3 3 6）までお問い合わせください。

「資源」と「ごみ」 正しく分別して出しましょう

ごみ収集カレンダーをご活用ください

町では、ごみ収集日程を掲載した「ごみ収集カレンダー」を今年度も発行しました。

今月号の広報きほうといっしょに各世帯に配布していますので、ご活用ください。

ごみを出す際の注意点

- ①きちんと分別をして、決められた日の朝 8 時 30 分までにに出してください。
- ②猫やカラスに荒らされないように、ごみは必ず、ごみボックスの中に入れてください。
- ③ごみボックスがいっぱいのときは、翌日以降に出してください。

なお、「保存版・資源とごみの正しい分け方」を、ごみ収集カレンダーに折り込んでいます。

ごみの分類がイラストで分かりやすく載っていますので、ぜひご活用ください。

※紛失した場合は、環境衛生課で再配布します。

▶詳しくは、役場環境衛生課（☎ 3 3 - 0 3 3 8）までお問い合わせください。



令和 6 年度版ごみ収集カレンダー



ごみ収集カレンダー



分別方法表

戸籍制度が利用しやすくなりました

本籍地以外でも戸籍証明書が請求できます

令和 6 年 3 月 1 日から戸籍法の一部を改正する法律が施行され、本籍地以外の市区町村窓口でも戸籍証明書等が請求ができるようになりました。

◆「どこでも」、「まとめて」請求できます

- ・本籍地がどこの方でも、役場の窓口で戸籍証明書等が請求できます。
 - ・取得したい戸籍証明書等の本籍地が全国各地にあっても、役場の窓口でまとめて請求できます。
- ※ただし、電子化されていない一部の戸籍証明書等は交付できません。

【受付時間】 平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
※夜間窓口（午後 5 時 15 分～午後 7 時）では本籍地以外の受け付けはできません。

【発行手数料】

- ・戸籍全部事項証明書：1 通 450 円
 - ・除籍全部事項証明書：1 通 750 円
 - ・除籍謄本（改製原戸籍謄本を含む）：1 通 750 円
- ※いずれも記載する本籍地に関係なく同額です。

【受付窓口】 役場税務住民課

※御船・相野谷・紀伊井田郵便局では受け付けできません。

【注意事項】

- ・戸籍証明書等を請求できる方（本人・配偶者・父母・祖父母・子・孫など）が窓口に来庁する必要があります。
- ・兄弟姉妹等の第三者による請求はできません。
- ・代理人や郵送では請求できません。
- ・請求の際は、顔写真付きの本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等）の提示が必要です。

◆婚姻届の提出時に戸籍証明書が不要

本籍地ではない市区町村窓口婚姻届を提出する場合などでも、戸籍証明書の添付が原則不要になりました。

▶詳しくは、役場税務住民課（☎ 3 3 - 0 3 3 7）までお問い合わせください。